

(実施要領) 別表 2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
43	市町村提案事業	共通	<p>1 補助対象事業 基本的にソフト事業を対象とする。ハード事業については、そのソフト事業を実施するために必要不可欠な場合にのみ対象とする。 なお、要領第8第1項に規定する計画の承認が行われた場合に限り、最長3年の複数年度継続事業も対象とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費</p> <p>3 補助対象外経費 (1) 用地購入費(補償費を含む) (2) 公用施設の整備, 維持・修繕に要する経費 (3) 管理運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (4) その他, 地方振興事務所長が不適切と認める経費</p> <p>4 その他留意事項 (1) 補助対象事業が地方債を財源とする場合にあつては, 地方債を充当した後の市町村負担額について交付する。 (2) 申請数については, 1市町村につき1事業とする。 (3) 住民ニーズを的確に反映するため, 住民等が一定の役割を担う事業展開であることが望ましい。 (4) 施設の整備に係る基本設計, 実施設計, 工事監理費については, 施設の整備と不可分であると判断できるためハード事業に区分される。 (5) 対象外事業 ① 国, 県及び外郭団体など他の補助制度の対象となる事業 ② 県教育委員会及び警察本部所管事業 ③ 既に着手済みの事業(ただし, 前年度に実施した事業の成果等を踏まえて新たな展開で実施する事業を除く。) ④ 前年度と同じ内容を繰り返し実施することに留まる複数年度継続事業</p>